

申込期限を
8月31日まで延長

一時的に資金が必要な人が対象
緊急小口資金の特例貸付



都道府県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、緊急に生計維持のための資金を必要とする世帯を対象に、緊急小口資金の特例貸付を行っています。

■対象 休業などにより収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯

■貸付上限額 10万円

※次のいずれかに該当する場合は20万円
▶世帯に新型コロナウイルス感染症の罹患^{りかん}者がある場合▶世帯に要介護者がいる場合▶4人以上の世帯の場合▶小学校などの臨時休業により子どもの世話が必要となった労働者がいる場合ーなど

■償還期間 据置後2年以内(据置期間は

1年以内)

■貸付利子 無利子

■保証人 不要

■申込期限 8月31日(火)

■申し込み方法 申込書に必要事項を記入の上、▶本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)▶収入が確認できる書類(給与明細書、口座通帳など)▶振込口座確認書類(口座通帳、キャッシュカードなど)ーの写しを添えて、下記へ持参

【問い合わせ・申し込み】 花巻市社会福祉協議会総合相談室(市役所新館1階 ☎22-6708)

申込期限を
8月31日まで延長

生活の立て直しが必要な人が対象
総合支援資金の特例貸付



都道府県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、日常生活の維持が困難な世帯を対象に、総合支援資金の特例貸付を行っています。

■対象 収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

■要件 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関(花巻市社会福祉協議会)の支援を受けることに同意すること

■貸付期間 原則3カ月以内

※状況に応じて、さらに3カ月以内で再貸付制度を利用できる場合があります

■貸付上限額 ▶単身…月15万円▶2人以上…月20万円

■償還期間 据置後10年以内(据置期間は1年以内)

■貸付利子 無利子

■保証人 不要

■申込期限 8月31日(火)

■申し込み方法 申込書に必要事項を記入の上、▶本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)▶収入が確認できる書類(給与明細書、口座通帳など)▶振込口座確認書類(口座通帳、キャッシュカードなど)ーの写しを添えて、下記へ持参

【問い合わせ・申し込み】 花巻市社会福祉協議会総合相談室(市役所新館1階 ☎22-6708)

特例貸付利用者の負担を軽減

「緊急小口資金」「総合支援資金」の特例貸付利用者が対象
はなまき暮らしの継続応援事業



市では、都道府県社会福祉協議会が実施している「緊急小口資金」「総合支援資金」の特例貸付を受けた人の貸付利用相当額の一部を支援しています。

■対象 緊急小口資金または総合支援資金の特例貸付を受けた人で、次の要件を全て満たす人

▶貸付決定から本支援金の申請時点まで、本市の住民基本台帳に記載されている人▶令和2年4月以降の収入のうち、前年同月比で20%以上減少した月がひと月以上ある人

■補助額・上限額 貸付利用相当額の40%

○緊急小口資金…上限8万円

○総合支援資金…上限48万円

■申請期限 7月30日(金)

※申請期限は9月30日(木)まで延長することを検討しています

■申請方法 申請書に必要事項を記入の上、▶岩手県社会福祉協議会が発行する貸付決定通知書▶収入が確認できる書類(給与明細書、口座通帳など)▶振込口座確認書類(口座通帳、キャッシュカードなど)ーの写しを添えて、持参、郵送のいずれかで下記へ提出

*申請様式は、「緊急小口資金」「総合支援資金」の申し込み手続き時に配布しているほか、市ホームページに掲載しています



【問い合わせ・申請】 新館地域福祉課(〒025-8601 花城町9-30 ☎41-3574)

融資の申し込みは
取扱金融機関へ

事業者を対象とした
融資制度をお知らせします



新型コロナウイルス感染症特別貸付(特別利子補給制度)…実質無利子・無担保

区分	内容
対象	売上高が減少している事業者 ※事業規模に応じて要件が異なります。詳しくは取扱金融機関にご確認ください
貸付限度額	中小事業3億円、国民生活事業6,000万円
貸付利率(固定)	日本政策金融公庫の基準金利
貸付期間	運転資金15年以内(据置期間5年以内)、設備資金20年以内(据置期間5年以内)
利子補助	国が当初3年間分を補助
取扱金融機関	日本政策金融公庫
問い合わせ	日本政策金融公庫盛岡支店(☎019-623-4376)

岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金…市が保証料を全額補助

区分	対策資金	伴走支援資金
対象	売上高などが15%以上減少し、市が発行する認定書(*)を受けられる事業者	売上高などが15%以上減少し、市が発行する認定書(*)を受けられる事業者 ※経営行動計画書の作成が必要です
市補助対象貸付限度額	3,750万円	
貸付利率	変動金利…1.2%以内、固定金利…1.4%以内	
保証料率	0.4%…市が全額補助	0.2%…市が全額補助
市補助対象貸付期間	運転資金7年以内(据置期間1年以内)、設備資金10年以内(据置期間1年以内)	
取扱金融機関	市内金融機関(東北労働金庫を除く)	
問い合わせ	制度に関すること…県経営支援課(☎019-629-5542)、利子・保証料補給に関すること…本館商工労政課(☎41-3539)	

*認定申請は、取扱金融機関で受け付けています